

船舶事故調査報告書

令和4年1月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和3年8月10日 02時20分ごろ
発生場所	長崎県小値賀町野崎島東方沖 黒母瀬灯台から真方位159° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 11.3′ 東経129° 12.6′）
事故の概要	漁船 ^{すいりゅう} 慧龍は、まき網漁の操業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和3年8月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 慧龍、19トン NS2-23505（漁船登録番号）、一般社団法人長崎県漁船リース協会、有限会社タケシマ海幸（船舶借入人、A社） 22.62m（Lr）×6.60m×1.61m、FRP ディーゼル機関、809.00kW、平成30年10月15日 第292-52249号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 33歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年3月30日 免許証交付日 令和2年8月6日 （令和8年3月30日まで有効） 甲板員A 27歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南東流約1ノット
事故の経過	本船は、中型まき網漁業に従事する網船で、船長及び甲板員Aほか甲板員9人が乗り組み、令和3年8月10日02時05分ごろ野崎島東方沖の漁場で2回目の操業を開始した。 本船は、投網を終えた後、円状に広がった漁網下部に取り付けているワイヤロープ（環ワイヤ）を右舷側から巻き上げて漁網の底を絞りながら、漁網上部の ^{あば} 浮子網に取り付けているワイヤロープ（大手巻ワイヤ、以下「本件ワイヤ」という。）を大手巻ウインチ（以下「本件

ウインチ」という。)で船尾側から巻き上げていた。

甲板員Aは、船尾甲板で作業に当たり、本件ワイヤがほぼ巻き上がって、漁網の浮子側の端に取り付けた接続金具(以下「丸環」という。)が船尾方の海面上に出てきたので、丸環に結んでいるロープ(直径約20mmのポリエチレンとポリエステル^{たる}の混紡ロープ、引張強度4.1tf、以下「本件ロープ」という。)の輪状になっている部分を、ネットホーラに取り付けた漁具用留め具(以下「本件留め具」という。)に掛けて漁網を一旦固定し、本件ウインチを停止するよう合図を行った。

(図1、写真1 参照)

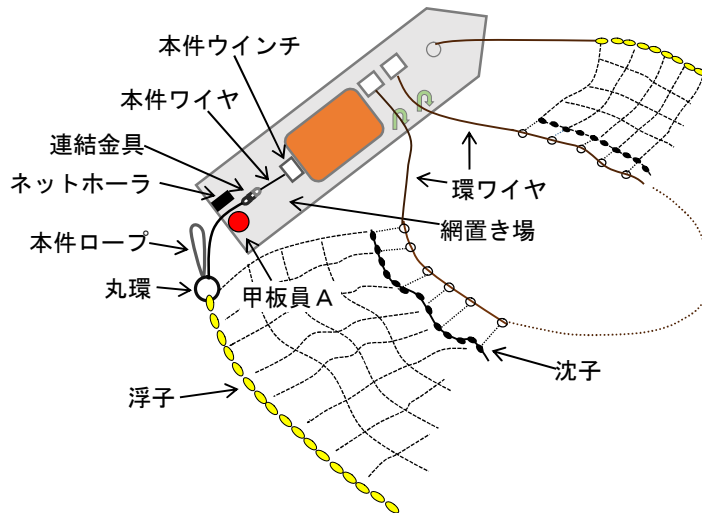


図1 操業状況図(概略)

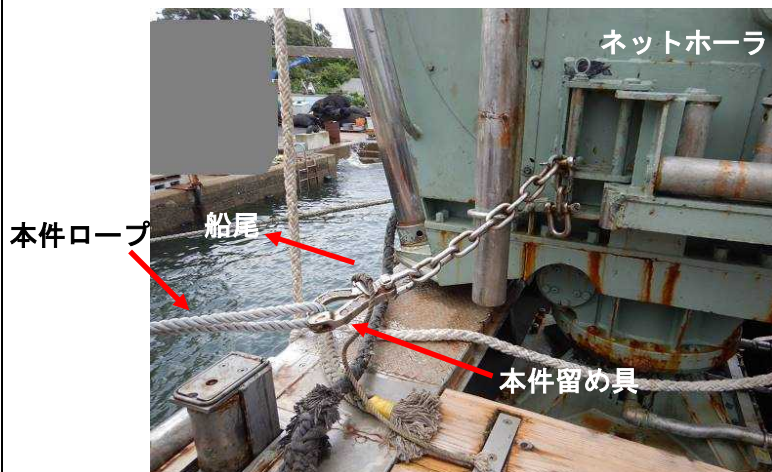


写真1 本件ロープを本件留め具に掛けた状況(再現)

本件ウインチを操作していた甲板員(以下「甲板員B」という。)は、本件ウインチを停止させた後、網置き場にいる甲板員(以下「甲板員C」という。)が、揚網準備を行う目的で、本件ワイヤを本件ウインチから引っ張り出して弛ませるので、本件ウインチの操作レバーを船尾側に倒して本件ワイヤを繰り出していた。

甲板員Aは、甲板員Cから、ネットホーラと網捌き機まげでの揚網準備ができた後、本件留め具に掛けている本件ロープを外すよう合図があるので、船尾甲板で右舷側を向いて同合図を待っていた。(写真2、写真3参照)



写真2 船尾甲板付近の状況 写真3 甲板員Aの作業状況(再現)

本船は、約1knの潮流で船首方向に流され、また、海中の漁網が水深約30～50m付近の逆向きの潮流により船尾方向に流されており、本件留め具に掛けている本件ロープに負荷が掛かって緊張していたところ、本件ロープが破断した。

異変に気付いた甲板員Bが本件ウインチをすぐに停止したものの、弛ませていた本件ワイヤが漁網の重みで引っ張られ、本件ワイヤに接続していた連結金具(シャックル及びスイベル、以下「本件連結金具」という。)が跳ね飛び、02時20分ごろ甲板員Aの左腕を直撃して、甲板員Aが落水した。(写真4参照)

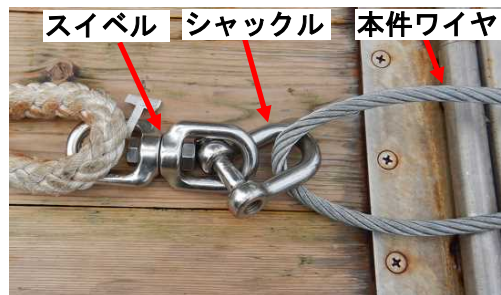


写真4 本件連結金具の状況

操舵室で作業を指揮していた船長は、船体後部側で作業していた乗組員からの報告で甲板員Aが落水したことを知り、甲板員Aを救助するよう乗組員に指示し、船団の僚船に本事故の発生を連絡した後、A社担当者に連絡して救急車の要請を依頼した。

甲板員Aは、本船の乗組員によりアゼ網(魚をすくう網)で甲板上に引き上げられ、船団の僚船に移乗し、僚船により長崎県佐世保市楠泊漁港どまりに運ばれた後、救急車で同市内の病院に搬送され、左橈骨幹部骨折と診断されて7日間の入院加療を受けた後、通院加療を要した。

	(付図1 事故発生場所概略図 参照)
その他の事項	<p>甲板員Aは、令和3年7月3日から本船に甲板員として乗船しており、乗船経験が約1か月間であった。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、ヘルメット、カップ上下及び自動膨脹式のベルト型救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船では、ワイヤロープについては、定期的に交換するようにはしていたが、それ以外の各ロープについては、傷み具合等の点検が定期的に行われておらず、各持ち場の乗組員から傷んでいる旨の報告があった際に交換するようにはしており、これまで、ロープ類が破断したことはなかった。</p> <p>破断した本件ロープについては、使用期間等が不明であり、また、本事故後にまき網を揚網したところ、流失していたので、本事故当時の損耗状況が不明であった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	あり
判明した事項の解析	<p>本船は、野崎島東方沖において、本件ロープの点検が定期的に行われていない中、まき網漁の操業中、漁網の浮子側の端に取り付けた本件ロープを本件留め具に掛けて漁網を固定し、同浮子側に繫がっている本件ワイヤの巻上げを停止して本件ワイヤを弛ませている際、本件ロープが緊張した状態になって破断したことから、弛ませている本件ワイヤが漁網の重みで引っ張られて本件連結金具が跳ね飛び、甲板員Aの左腕に当たり、甲板員Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、約1knの潮流で船首方向に流され、また、海中の漁網が水深約30～50m付近の逆向きの潮流により船尾方向に流されていたことから、漁網を固定する目的で本件留め具に掛けていた本件ロープが、負荷が掛かって緊張した状態になったものと考えられる。</p> <p>本船において、ワイヤロープ以外の各ロープについては、各持ち場の乗組員から傷んでいる旨の報告があった際に交換するようにはしており、これまで、ロープ類が破断したことはなく、不具合がなかったことから、本件ロープの点検が定期的に行われていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が野崎島東方沖において、本件ロープの点検が定期的に行われていない中、まき網漁の操業中、漁網の浮子側の端に取り付けた本件ロープを本件留め具に掛けて漁網を固定し、同浮子側に繫がっている本件ワイヤの巻上げを停止して本件ワイヤを弛ませている際、本件ロープが緊張した状態になって破断したため、弛ませている本件ワイヤが漁網の重みで引っ張られて本件連結金具が跳ね飛び、甲板員Aの左腕に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>船長は、本事故後、本件ロープを直径約20mmの合成繊維製ロープから直径約32mmの同ロープに交換した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ワイヤロープ以外の各ロープについても、定期的に点検を行い、損耗及び使用状況等を勘案して、適宜、交換すること。
--------------	--

付図1 事故発生場所概略図

